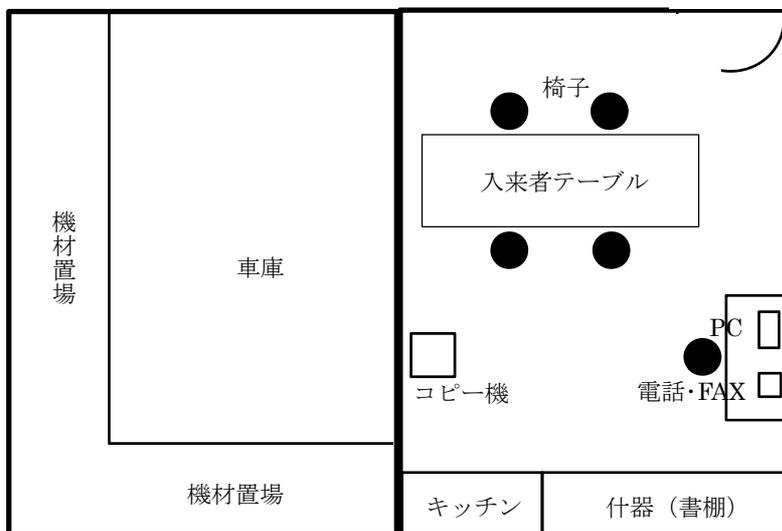


店舗（又は資機材保管場所）の平面図及び付近見取図

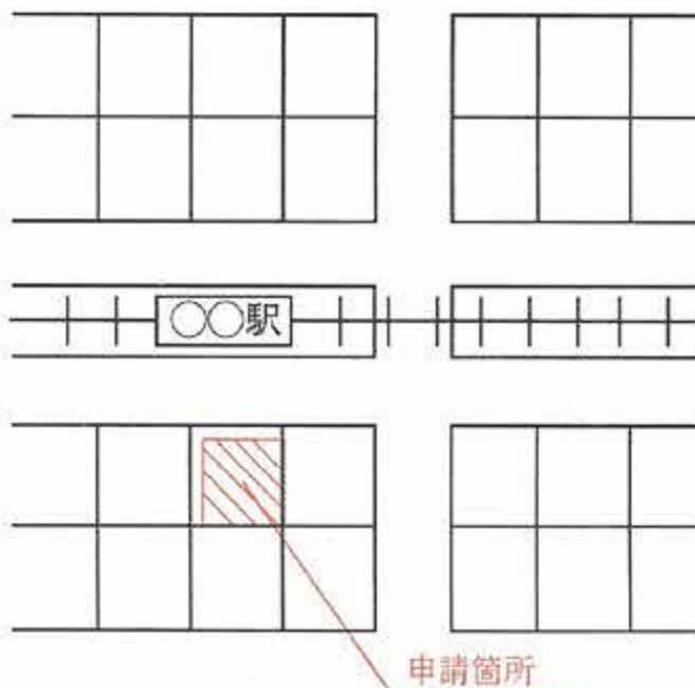
店舗（又は資機材保管場所）の平面図



複数階建て店舗の場合、すべての階の平面図を作成してください。

「資機材保管場所の平面図及び付近見取図」の場合、記入してください。

付近見取図（資機材保管場所所在地：〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号）



(注)

- 1 平面図は、机の配置状況等を記入すること。
- 2 付近見取図は、主な目標を入れてわかりやすく記入すること。
- 3 新規指定申請において、資機材（材料や工具類）の保管場所が店舗所在地と異なる場合は、所在地（住所）を記入した「平面図及び付近見取図」を別途添付してください。
- 4 変更届において、資機材保管場所の変更も伴う場合（新店舗所在地と同一の場合を除く）は、所在地（住所）を記入した「平面図及び付近見取図」を別途添付してください。